

令和8年3月2日

第104回安来市議会定例会

(令和7年・令和8年)

3月定例会議議案

第104回安来市議会定例会・3月定例会議案目次

- 議第33号 安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第34号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第35号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第36号 安来市携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第37号 安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第38号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第39号 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第40号 安来市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について
- 議第41号 安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第42号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 議第43号 安来市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議第44号 安来市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 議第45号 市道路線の認定について
- 議第46号 市道路線の変更について
- 議第47号 令和7年度安来市一般会計補正予算（第8号）（別冊）
- 議第48号 令和7年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（別冊）
- 議第49号 令和7年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）（別冊）
- 議第50号 令和7年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（別冊）
- 議第51号 令和7年度安来市電気事業特別会計補正予算（第2号）（別冊）

議第52号	令和7年度母里財産区特別会計補正予算(第1号)	(別冊)
議第53号	令和7年度井尻財産区特別会計補正予算(第1号)	(別冊)
議第54号	令和7年度赤屋財産区特別会計補正予算(第1号)	(別冊)
議第55号	令和7年度安来市水道事業会計補正予算(第5号)	(別冊)
議第56号	令和7年度安来市下水道事業会計補正予算(第3号)	(別冊)
議第57号	令和7年度安来市病院事業会計補正予算(第3号)	(別冊)
議第58号	令和8年度安来市一般会計予算	(別冊)
議第59号	令和8年度安来市国民健康保険事業特別会計予算	(別冊)
議第60号	令和8年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算	(別冊)
議第61号	令和8年度安来市介護保険事業特別会計予算	(別冊)
議第62号	令和8年度安来市電気事業特別会計予算	(別冊)
議第63号	令和8年度母里財産区特別会計予算	(別冊)
議第64号	令和8年度井尻財産区特別会計予算	(別冊)
議第65号	令和8年度赤屋財産区特別会計予算	(別冊)
議第66号	令和8年度安来市水道事業会計予算	(別冊)
議第67号	令和8年度安来市下水道事業会計予算	(別冊)
議第68号	令和8年度安来市病院事業会計予算	(別冊)

議第 33 号

安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年安来市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条のうち、安来市病院事業管理者の給与等に関する条例第7条第2項の改正規定中「100分の143.5」を「100分の157.5」に改める。

(安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例（令和7年安来市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例第4条第2項の改正規定中「100分の143.5」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第34号

安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安来市国民健康保険税条例（平成16年安来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「100分の8.31」を「100分の7.96」に改める。

第5条中「30,600円」を「31,390円」に改める。

第5条の2第1号中「21,100円」を「20,880円」に改め、同条第2号中「10,550円」を「10,440円」に改め、同条第3号中「15,825円」を「15,660円」に改める。

第6条中「100分の2.32」を「100分の2.53」に改める。

第7条の2中「8,920円」を「10,340円」に改める。

第7条の3第1号中「6,080円」を「6,790円」に改め、同条第2号中

「3,040円」を「3,395円」に改め、同条第3号中「4,560円」を「5,092円」に改める。

第8条中「100分の2.24」を「100分の2.37」に改める。

第9条の2中「10,490円」を「11,480円」に改める。

第9条の3中「4,980円」を「5,540円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,250円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 780円

(2) 特定世帯 390円

(3) 特定継続世帯 585円

第21条第1項中「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「21,420円」を「21,973円」に改め、同号イ(ア)中「14,770円」を「14,616円」に改め、同

号イ（イ）中「7, 385円」を「7, 308円」に改め、同号イ（ウ）中「11, 078円」を「10, 962円」に改め、同号ウ中「6, 244円」を「7, 238円」に改め、同号エ（ア）中「4, 256円」を「4, 753円」に改め、同号エ（イ）中「2, 128円」を「2, 377円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 192円」を「3, 565円」に改め、同号オ中「7, 343円」を「8, 036円」に改め、同号カ中「3, 486円」を「3, 878円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 875円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 28円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 546円

（イ）特定世帯 273円

（ウ）特定継続世帯 410円

第21条第1項第2号ア中「15, 300円」を「15, 695円」に改め、同号イ（ア）中「10, 550円」を「10, 440円」に改め、同号イ（イ）中「5, 275円」を「5, 220円」に改め、同号イ（ウ）中「7, 913円」を「7, 830円」に改め、同号ウ中「4, 460円」を「5, 170円」に改め、同号エ（ア）中「3, 040円」を「3, 395円」に改め、同号エ（イ）中「1, 520円」を「1, 698円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 280円」を「2, 546円」に改め、同号オ中「5, 245円」を「5, 740円」に改め、同号カ中「2, 490円」を「2, 770円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 625円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 390円

(イ) 特定世帯 195円

(ウ) 特定継続世帯 293円

第21条第1項第3号ア中「6, 120円」を「6, 278円」に改め、同号イ(ア)中「4, 220円」を「4, 176円」に改め、同号イ(イ)中「2, 110円」を「2, 088円」に改め、同号イ(ウ)中「3, 165円」を「3, 132円」に改め、同号ウ中「1, 784円」を「2, 068円」に改め、同号エ(ア)中「1, 216円」を「1, 358円」に改め、同号エ(イ)中「608円」を「679円」に改め、同号エ(ウ)中「912円」を「1, 019円」に改め、同号オ中「2, 098円」を「2, 296円」に改め、同号カ中「996円」を「1, 108円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 250円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 156円

(イ) 特定世帯 78円

(ウ) 特定継続世帯 117円

第21条第2項第1号ア中「4, 590円」を「4, 709円」に改め、同号イ中「7, 650円」を「7, 848円」に改め、同号ウ中「12, 240円」を

「12, 556円」に改め、同号エ中「15, 300円」を「15, 695円」に改め、同項第2号ア中「1, 338円」を「1, 551円」に改め、同号イ中「2, 230円」を「2, 585円」に改め、同号ウ中「3, 568円」を「4, 136円」に改め、同号エ中「4, 460円」を「5, 170円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 188円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 313円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 500円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 625円

第21条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属

する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第8項、第9項及び第11項から第18項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の安来市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 3 5 号

安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

安来市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 安来市手数料条例（平成16年安来市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1 税関係の部優良住宅新築認定申請手数料の項中「6,210円」を「6,670円」に、「8,620円」を「9,060円」に、「13,000円」を「14,500円」に、「43,000円」を「46,800円」に改める。

別表第2の1の項中「8,600円」を「9,050円」に、「15,600円」を「16,600円」に、「24,700円」を「26,500円」に、「26,900円」を「28,900円」に、「35,500円」を「38,100円」に、「63,700円」を「68,600円」に、「107,000円」を「115,000円」に改め、同表1の2の項中「29,700円」を「31,800円」に、「38,500円」を「41,400円」に、「39,800円」を「42,800円」に、「46,600円」を「50,100円」に、「47,600円」を「51,200円」に改め、同表2の項中「17,700円」を「18,800円」に、「11,100円」を「11,700円」に改め、同表3の項中「21,000円」を「21,900円」に、「32,000円」を「33,400円」に、「41,000円」を「43,700円」に、「44,000円」を「46,800円」に、「55,000円」を「59,000円」に、「64,000円」を「68,400円」に、「30,000円」を「33,100円」に、「40,000円」を「43,300円」に、「43,000円」を「46,300円」に、「53,000円」を「57,700円」に、「61,000円」を「66,400円」に改め、同表18の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表19の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

別表第2の3の1の項中「23,000円」を「24,400円」に、「36,000円」を「38,400円」に改め、同表2の項中「16,000

円」を「17,100円」に、「26,000円」を「27,900円」に改める。

別表第2の4の1の項区分の欄中「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同項手数料の額の欄中、「45,000円」を「47,800円」に、「12,000円」を「12,700円」に、「104,000円」を「112,000円」に、「22,000円」を「23,300円」に、「67,000円」を「71,700円」に、「18,000円」を「19,100円」に、「157,000円」を「169,000円」に、「33,000円」を「35,000円」に改め、同表2の項を次のように改める。

<p>2 法第8条第1項の規定に基づく建築等計画の変更の認定(以下この表において「建築等計画の変更の認定」という。)又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定(以下この表において「維持保全計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4項に掲げる者を除く。)</p>	
<p>ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項アの建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>	<p>23,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあつては、6,350円)</p>
<p>イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項イの建築等計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p>建築等計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下このイにおいて「変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項イに定める</p>

額(この場合において、同項イ中「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の建築等計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と読み替えるものとする。)

ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項ウの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合

35,800円(変更後の建築等計画又は維持保全計画(以下この項において「変更後の計画」という。))に係る確認書等の提出がある場合にあっては、9,550円)

エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項エの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合

建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下このエにおいて「変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項エに定める額(この場合において、同項エ中「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床

	面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と、「維持保全計画の認定」とあるのは「維持保全計画の変更の認定」と読み替えるものとする。）
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2の4の4の項及び5の項中「3,000円」を「3,170円」に改める。

別表第2の5の1の項区分の欄中「「法」という。」を「「法」という。）」に、「この項及び次項において「省令」」を「この項において「省令」」に、「方法（次項）」を「方法（次表）」に、「基準（次項）」を「基準（次表）」に改め、同項手数料の額の欄中「34,000円」を「36,100円」に、「225,000円」を「241,000円」に、「書類をいう。以下この項及び次項」を「書類をいう。以下この項」に、「277,000円」を「297,000円」に、「16,000円」を「17,100円」に、「86,000円」を「92,100円」に、「108,000円」を「115,000円」に、「67,000円」を「71,900円」に、「114,000円」を「120,000円」に、「20,000円」を「21,200円」に、「32,000円」を「34,200円」に、「50,000円」を「53,000円」に、「85,000円」を「89,300円」に改め、同表2の項を次のように改める。

<p>2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p> <p>(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
(ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」とい

	<p>う。)の区分に応じ、前項イに定める額(この場合において、同項イ中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と、「非住宅基準適合証」とあるのは「変更後の計画に係る非住宅基準適合証」と、「住宅基準適合証等」とあるのは「変更後の計画に係る住宅基準適合証等」と読み替えるものとする。)</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2の6を次のように改める。

別表第2の6 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

区分	手数料の額
<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項から第3項までにおいて「計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この項及び次項において「適合性判定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。))</p>	<p>非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物又は複合建築物(非住宅部分又は工場等部分に限って計画の適合性判定を受けよ</p>

第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分(以下この項から第3項までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)を有する建築物、工場等部分

- (ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法(以下この項において「標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合
- a 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令

うとする場合に限る。)にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分

241,000円

第8号)第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 297,000円

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,000円

b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 32,100円

(ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 92,100円

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 115,000円

(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評

<p>価を行う場合</p> <p>a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>19,000円</p> <p>27,500円</p>
<p>(オ) 当該建築物の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項から第3項までにおいて「標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>71,900円</p> <p>120,000円</p>
<p>(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項から第3項までにおいて「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>34,200円</p> <p>59,300円</p>
<p>(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項から第3項までにおい</p>	

て「仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	53,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	89,300円
イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,100円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	39,800円
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	26,900円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円

<p>2 法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p> <p>イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p> <p>(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項アに定める額(この場合において、同項ア中「計画の適合性判定」とあるのは「計画の変更の適合性判定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)</p> <p>18,000円</p> <p>19,000円</p> <p>9,000円</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>10,000円</p> <p>13,000円</p> <p>14,000円</p>
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付(以下この項において「書面の交付」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 書面の交付を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>計画の軽微な変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、第1項アに定める額(この場合において、同項ア中「計画の適合性判定を受けようとする」とあるのは「書面の交付を求めようとする」と、「床面積の合計」とあるのは</p>

<p>イ 書面の交付を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p> <p>(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。))</p> <p>18,000円</p> <p>19,000円</p> <p>9,000円</p> <p>10,000円</p> <p>13,000円</p> <p>14,000円</p>
<p>4 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から第6項までにおいて「計画」という。)の認定(以下この項及び第6項において「計画の認定」という。)を受けようとする者</p>	

ア 申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を受ける場合

(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。)又は複合建築物である場合

a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあつてはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

241,000円(非住宅誘導基準適合証(法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。)の提出がある場合に

	あつては、10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	297,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、17,100円)
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	92,100円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	115,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、17,100円)
c 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,900円(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が	120,000円(住宅誘導基準適合証等

300平方メートル以上のもの	の提出がある場合にあつては、 20,000円)
d 当該建築物の住宅部分について 省令第10条第2号イ(2)及び同号 ロ(2)の基準(以下この項及び次 項において「誘導仕様基準」と いう。)を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	34,200円(住宅誘導基準適合証等の 提出がある場合にあつては、 10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上のもの	59,300円(住宅誘導基準適合証等の 提出がある場合にあつては、 20,000円)
e 当該建築物の住宅部分について 省令第10条第2号イ(1)及び同号 第ロ(2)の基準又は省令第10条第 2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準 (以下この項及び次項において 「誘導仕様・計算併用法基準」 という。)を用いて評価を行う場 合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	53,000円(住宅誘導基準適合証等の 提出がある場合にあつては、 10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上のもの	89,300円(住宅誘導基準適合証等の 提出がある場合にあつては、 20,000円)
(イ) 計画の認定を受けようとする 建築物が一戸建ての住宅(非住宅部 分を有しないものに限る。以下こ の項及び次項において同じ。)の場	

合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,100円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	39,800円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	26,900円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
イ 他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。)に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、アの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した

	額
<p>5 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者</p>	
<p>ア 計画に記載されている建築物について変更する場合(ウの場合を除く。)</p>	<p>当該変更する建築物一棟ごとに、(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額</p>
<p>(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項アに定める額(この場合において、同項ア中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)</p>
<p>(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合</p> <p>a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>18,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000</p>

	円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合(ウの場合を除く。)	当該追加する建築物一棟ごとに、前項ア(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額
ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合	当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額

<p>6 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて別表第2及び安来市建築基準法施行細則第6条の規定により算出した額(工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて別表第2及び同規則第6条の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて別表第2の2に掲げる額を加えた額)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条 安来市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1 高齢者地域支援事業関係の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。

議第36号

安来市携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
制定について

安来市携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

安来市携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例（平成20年安来市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「対象世帯」を「要件」に、「10世帯以上100世帯未満」を「10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が複数の場合」に、「100世帯以上」を「10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が1の場合」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第37号

安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定について

安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年
安来市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業
所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業
者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10
第1項各号」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並び
に」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め
る。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24
年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定
員をいう。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を
行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を
行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「乳児等通園支援事業者」の次に「及びその乳児等通園支援事業所の
職員」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第38号

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田中武夫

安来市条例第 号

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安来市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第42条第7項及び第8項中「第1項本文」を「第1項」に改める。

附則第5条中「第42条第1項本文」を「第42条第1項」に改める。

(安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安来市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第39号

安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
安来市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）
の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子
保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査を
いう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当
該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同
表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等
における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断
等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断、定期の健康診断又は臨時の健康 診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第40号

安来市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について

安来市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

安来市養護老人ホーム条例（平成18年安来市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「安来市養護老人ホーム鴨来荘」を「安来市養護老人ホームふるかわ」に、「安来市月坂町563番地」を「安来市古川町831番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

議第41号

安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田中武夫

安来市条例第 号

安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年安来市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号を削り、同項第2号中「及び孫」を削り、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第23条中「第8条」を「第7条」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年安来市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第42号

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安来市消防団員等公務災害補償条例（平成16年安来市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安来市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた安来市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第43号

安来市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

安来市火災予防条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市火災予防条例の一部を改正する条例

安来市火災予防条例（平成16年安来市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1

項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議第44号

安来市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

安来市過疎地域持続的発展計画を次のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田中武夫

記

○安来市過疎地域持続的発展計画書
計画書別冊

議第45号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

路線番号	路線名		
A3288	今村6号線	起点	安来市飯島町77番2地先
		終点	安来市飯島町120番1地先
		延長	107.0 メートル
		幅員	2.16 メートル
A7225	佐久保団地3号線	起点	安来市佐久保町75番3地先
		終点	安来市佐久保町76番1地先
		延長	72.5 メートル
		幅員	3.51 メートル

議第46号

市道路線の変更について

次の市道路線を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

区分	路線番号	路線名		
変更前	A3023	今村4号線	起点	安来市安来町字八反120番3地先
			終点	安来市飯島町字横屋126番地先
			延長	650.5 メートル
			幅員	2.23 メートル
変更後	A3023	今村4号線	起点	安来市安来町字八反120番3地先
			終点	安来市飯島町131番地先
			延長	873.0 メートル
			幅員	4.30 メートル
変更前	A3285	安来道路接続北線	起点	安来市飯島町字横屋122番地先
			終点	安来市飯島町字横屋98番地先
			延長	95.0 メートル
			幅員	8.00 メートル
変更後	A3285	安来道路接続北線	起点	安来市飯島町132番地先
			終点	安来市飯島町字横屋98番地先
			延長	145.0 メートル
			幅員	8.00 メートル